

一般社団法人共益型三重県臨床工学技士会定款施行細則

I. 総会規程

第 1 条 当法人の総会運営は、定款及びこの規程に定めるところによる。

第 2 条 司会者は、会長が指名し、議長決定までの会議の責任を持つものとする。

第 3 条 司会者は、仮議長となって、出場正会員の中から議長を選出する。議長は、1 名、又は 2 名とする。

第 4 条 議長は、総会の秩序を保持し、議事を整理して会議の運営と進行に責任を持つ。

第 5 条 正会員が、総会に出席できず書面表決もできない場合は、委任状をもって議長に表決を委任することができる。

第 6 条 議長は、会議の議事を記録するため、書記 1 名、又は 2 名を任命しなければならない。

第 7 条 議長は、会議の成立を宣言する。但し、出席者が定員に満たないときは、休憩、又は散会、あるいは延会を宣言する。

第 8 条 会議で発言する場合は、議長に通告し、その指名を受けなければならない。議長から指名を受けたときは、発言に先立ち所属、氏名を明確にし発言しなければならない。

第 9 条 総会に議案を提案する場合は、次の各号によらなければならない。

(1) 提案要項を印刷し、総会 3 日前までに事務局長に送付する。

(2) 修正動議は、あらかじめ文書を印刷し事務局長を通じ議長に提出しなければならない。

(3) 緊急の事情により、総会当日提案する場合は、その事由と要旨を議長に届けなければならない。

(4) 予算を伴うものについては、修正の結果必要とする経費を明らかにした文書を添えなければならない。

第 10 条 採決を行うとき、議長は、その表決に付する議題を宣言しなければならない。

第 11 条 採決の順序は、議長がこれを決め、原案に最も遠い修正案より採決する。修正案が全て否定されたときは、原案について採決しなければならない。

第 12 条 採決の方法は、次の各号のひとつとする。

(1) 拍手

(2) 挙手

(3) 起立

(4) 無記名投票

第 13 条 表決を行った場合、議長は、その結果を宣言する。

第 14 条 議長は、この規程に違反、又は議長の指示に従わない者を、発言の停止、あるいは

は退場させることができる。

第 15 条 この規程は、理事会の議決を経なければ変更することができない。

付 則

この規程は、2015年4月1日から施行する。

Ⅱ. 理事及び監事の選挙規程

第 1 条 理事及び監事の選任は、この規程に基づく選挙によって行う。

第 2 条 理事及び監事を選任するために、選挙管理委員会を設ける。

第 3 条 選挙管理委員は、委員長 1 名と委員若干名より構成する。

2 会長は、正会員の中から委員長及び委員若干名を任命する。

3 役員及びその選挙の候補者は、選挙管理委員になることはできない。

第 4 条 選挙管理委員の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、委員に欠員が生じた場合は、選挙管理委員長が正会員より任命し補充する。その任期は、前任者の残任期間とする。

第 5 条 委員長は、選挙管理委員会を代表し、選挙に関する業務を統括する。

2 委員は、選挙管理委員会の業務を執行する。

第 6 条 選挙管理委員会は、次の業務を執行する。

(1) 選挙の公示

(2) 候補者届の受理、資格審査、候補者氏名の告示

(3) 投票及び開票の管理と当選の確認

(4) 選挙の結果報告

(5) その他、選挙に必要な事項

第 7 条 候補者は、立候補、又は推薦とし選挙管理委員会に届け出なければならない。なお、推薦人は正会員または名誉会員に限る。また、推薦届の場合には本人の同意を必要とする。

第 8 条 告示は、選挙の 30 日前とする。

第 9 条 立候補、推薦候補の届出期間は、選挙の告示後 7 日間とする。

第 10 条 投票は、郵便投票により行う。

第 11 条 選挙管理委員会は、選挙に関する書類を選挙の 7 日前までに正会員に送付する。

第 12 条 選挙は、候補者について無記名投票により行い連記制とする。

2 理事 最大 15 名 投票数は 7 名以上 15 名以内に○を付ける。

監事 2 名 投票数は 1 名で 上位 2 名を選出する。

第 13 条 選挙の投票は、選挙管理委員会から送付された投票用紙により行い、選挙の期日までに選挙管理委員会に送付する。

第 14 条 当選者は、それぞれ有効投票数を得た者から高得票順に定める。

第 15 条 候補者が定数を越えないときは、無投票で当選者を定めることができる。

第 16 条 選挙の結果は、速やかに正会員に報告しなければならない。

第 17 条 選挙権及び被選挙権は正会員に限る。

第 18 条 この規程は、総会の議決を経なければ変更することができない。

付 則

この規程は、2015年4月1日から施行する。

この規定の第 12 条 2 項は、2016年6月5日追加した。

Ⅲ. 入会金及び会費規程

第 1 条 定款第 9 条による正会員の当法人の会費は、入会金 1,000 円、年会費 5,000 円とする。

2 他都道府県臨床工学技士会の会員が当法人の正会員になった場合、当該年会費が前所属臨床工学技士会に納付済みの場合は、当法人の入会金のみとする。

3 准会員の会費は、入会金 1,000 円、年会費を個人会員 10,000 円（但し、正会員以外の臨床工学技士は 5,000 円）、学生会員 1,000 円とする。

4 賛助会員の年会費は、個人会員 一口、10,000 円、団体会員 一口、20,000 円とする。但し、入会金は免除する。

5 入会金及び会費は、事務局へ納入する。

6 退会しようとする者は、当該年度までの年会費を納入しなければならない。

第 2 条 会費の納入期は、次の通りとする。

(1) 入会者は、入会手続きと同時に入会金、及びその年度の会費を納入するものとする。

(2) 正会員、准会員、及び賛助会員は年度開始前にその年度の会費を納入するものとする。

第 3 条 この規程は、総会の議決を経なければ変更することができない。

付 則

この規程は、2015年4月1日から施行する。

Ⅳ. 会員の権能に関する規程

第 1 条 定款第 7 条に基づき、会員の権能を次のごとく定める。

第 2 条 正会員は、次の権能をもつ。

(1) 総会に出席し議決権を有する。

(2) 役員選挙権、被選挙権を有する。但し、当法人の会長を退任した者は理事及び監

事に立候補する事ができない。

- (3) 当法人の発行する刊行物に投稿し、またこれを受領する権利を有する。
- (4) その他当法人の事業に参加する権利を有する。

第3条 準会員は、次の権能をもつ。

- (1) 総会に出席し発言権は有するが、議決権は有しない。
- (2) 当法人の発行する刊行物に投稿し、またこれを受領する権利を有する。
- (3) その他当法人の事業に参加する権利を有する。

第4条 賛助会員は、次の権能をもつ。

- (1) 総会に出席する権利は有するが、発言権ならびに議決権は有しない。
- (2) 当法人の発行する刊行物に投稿し、またこれを受領する権利を有する。
- (3) 当法人が、主催、共催する展示会への出展と当法人の発行する刊行物への広告を優先的に掲載する権利を有する。
- (4) その他当法人の事業に参加する権利を有する。

第5条 名誉会員は、次の権能をもつ。

- (1) 当法人に対して、助言を与える権利を有する。
- (2) 総会及び理事会に出席し発言権は有するが、議決権は有しない。
- (3) 当法人の発行する刊行物に投稿し、またこれを受領する権利を有する。
- (4) その他当法人の事業に参加する権利を有する。
- (5) 名誉会員のうち当法人の会長職経験者については、理事会の推薦に基づき、総会の承認を経て、名誉会長になることができる。

第6条 この規程は、理事会の議決を経なければ変更することができない。

付 則

この規程は、2015年4月1日から施行する。

この規定の第2条(2)は、2017年6月4日改正した。

V. 事務局規程

第1条 この規程は、当法人の事務を円滑に処理することを目的とする。

第2条 事務局には、理事会の同意を得た所要の職員をおくことができる。

第3条 会長は、会計を担当する理事（財務担当理事）を任命する。但し、事務局長は財務担当理事を兼ねることができる。

2 財務担当理事は、会計責任者とする。

3 会計責任者は、会計の出納に関しその一部について補助者を命じて行わせることができる。

第4条 事務局には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1) 定款

- (2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
- (3) 理事、監事及び職員の名簿及び履歴書
- (4) 許可、認可等及び登記に関する書類
- (5) 定款に定める機関の議事に関する書類
- (6) 収入、支出に関する帳簿及び証拠書類
- (7) 資産、負債及び正味財産の状況を示す書類
- (8) その他必要な帳簿及び書類

第5条 前条の帳簿及び書類は、永久保存としなければならない。但し、会計に関する書類の保存期間は10年とする。

第6条 この規程で定められていない必要事項は、理事会の議決によるものとする。

第7条 この規程は、理事会の議決を経なければ変更することができない。

付 則

この規程は、2015年4月1日から施行する。

VI. 出張旅費規程

第1条 会長は、会務のため関係役員に出張を命ずることができる。

第2条 前条により出張する場合は、次の旅費を支給する。

交通費 公共交通機関を使用した場合の金額（付随する特急料金等は、実費支給）

日 当 3,000 円

宿泊料 10,000 円

但し、出張距離によっては航空機の使用を許可することもある。

第3条 日当（食事代を含む）は出張日数、宿泊料は宿泊日数に応じてこれを支給する。但し、鉄道及び船舶内における宿泊は、宿泊料を支給しない。

第4条 宿泊料は、サービス料及び税金を含む。

第5条 日当は、昼食代及び車中食事代その他の支弁に当てる。

第6条 日帰り出張は、交通費及び日当を支給する。

第7条 本会以外から交通費あるいは経費が全額、又は一部が支給されるときは、本会よりの支給は、その差額分とする。

第8条 本会の理事会及び行事の開催に当たっての出張は、交通費のみを支給する。但し、交通費は別表1の支給額とする。必要により食事代の実費を支給する。

第9条 国外出張の場合は、理事会の決定による。

第10条 この規程は、理事会の議決を経なければ変更することができない。

別表1

交通機関	支給金

鉄道運賃	実費
路線バス	実費
タクシー	実費
自家用車	1 km当たり 40円
有料道路通行料	実費（領収証必要）
その他	上記に該当しない交通機関については、その都度理事会が決定する

付 則

この規程は、2015年4月1日から施行する。

この規定の第2条は、2015年11月1日改正した。

この規定の第8条は、2015年11月1日改正した。

別表1は、2015年11月1日追加した。

Ⅶ. 講師等謝礼規程

第1条 当法人の事業に関し講師等を依頼するときは、この規程に基づき謝礼を支給することができる。

第2条 講師及び招請演者、招請座長を以下講師と称する。

第3条 講師謝礼の種別は、次の4種とする。

- (1) 講演料
- (2) 会誌掲載のための原稿料
- (3) 宿泊費
- (4) 交通費

第4条 前2条に基づき講師謝礼額の上限を下表に示す。

講演料 ￥50,000（1時間あたり）

但し招聘座長については、前払式証票￥3,000（交通費を含む）

原稿料 ￥10,000

宿泊料 ￥10,000

交通費 実費（但し自家用車使用の場合は出張旅費規定に準ずる）

- 2 講師の宿泊費及び交通費については、当法人以外から支給される場合支給しないものとする。

第5条 上記講師については、謝礼として記念品等を進呈することができる。

- 2 記念品等については理事会にて定める。

第6条 第4条に定める講師謝礼額のうち講演料については、理事会の議決をもって、同条に定める額を超える金額を支給することができる。

第7条 この規程は理事会の議決を経なければ変更することができない。

付 則

この規程は、2015年4月1日から施行する。

この規定の第4条は、2015年11月1日改正した。

この規定の第4条は、2018年3月22日一部追加改正した。

VIII. 慶弔規程

第1条 この規程は当法人が、会員その他に対する慶祝ならびに弔慰について定める。

第2条 当法人が関係する団体ならびに個人の祝賀行事に招待された場合は、相応の金品で慶祝する。

第3条 会員及び当法人と密接な関係を有する個人に弔慰する。

2 原則として会員には、花輪等を式場に飾り、会長または名代が葬儀に参列し、香典を霊前に捧げる。(金額は10,000円也)

3 当法人と密接なる関係を有する個人には、応分の供物をする。

第4条 この規程以外に特別な事情が生じた時は、理事会で決定する。

第5条 この規程は、理事会の議決を経なければ変更することができない。

付 則

この規程は、2015年4月1日から施行する。

IX. 正準会員の休会に関する規定

第1条 長期病気療養、育児休暇等の場合は、1年単位で休会を認める。別途定める「休会届」を提出し理事会で承認する。但し育児休業については、職場での育児休暇を取得した場合を原則とする。

第2条 休会期間中の会費の納入を免除する。休会を解除する時、休会期間中の会費納入は必要としない。

第3条 休会期間中の機関紙等の配布、総会、セミナー、研修会等への参加費は「会員」扱いとする。

第4条 その他特別な処置を要するときは、別途、理事会で協議する。

第5条 この規定は、理事会の議決を得なければ変更することができない。

付 則

この規程は、2015年10月1日から施行する。

X. 表 彰 規 定

第 1 条 この規程は、本会の定款第 4 条の事業目的達成に貢献し、本会の発展に寄与した者で、本会の表彰及び本会以外が主催する表彰について、個人及び団体を推薦し賞賛することを目的にこれを定める。

第 2 条 本規程の表彰は次の通りとする。

- (1) 功労賞
- (2) 感謝状

第 3 条 種別並びに基準は次の通りとする。

- (1) 功労賞

- ①本会の発展に顕著な功績があった者
- ②本会の名声を高揚する研究、発明又は考案を行った者
- ③特に他の模範となる善行があった個人又は団体

- (2) 感謝状

- ①本会のため献身的に会務を精励し顕著な功績があった個人又は団体
- ②本会会員以外で、本会の目的に賛同し本会の発展に寄与した個人又は団体

第 4 条 表彰の申請は、表彰対象となる者の推薦状を本会会員が理事会に提出し、理事会にてこれを審査決定するものとする。

第 5 条 表彰は、毎年定時社員総会または記念式典で行うものとする。ただし、会長が特に必要があると認めた時は、臨時に行うことができる。

- 2 本会以外が主催する表彰については、その団体の規程によるものとする。

第 6 条 この規程以外に特別な事情が生じた時は、理事会で決定する。

第 7 条 この規程は、理事会の議決を経なければ変更することができない。

付 則

この規程は、2018年4月12日から施行する。